

別表 2

指定実験室の安全設備及び運営の基準

1. 病原性微生物等を用いる指定実験室の安全設備及び運営の基準

指定実験室において、BSL1 及び BSL2 の病原性微生物等を用いる場合における必要な設備等は、それぞれ以下に定める。

BSL1

- (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
- (2) 一般外来者は当該部の管理者（実験室管理責任者）の許可及び管理者が指定した立会いのもと立入ることができる。

BSL2

- (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
- (2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
- (3) オートクレーブは実験室内、ないし前室(実験室につながる隣室)あるいはさらにその周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
- (4) 実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
- (5) 実験室の入り口は施錠できるようにする。
- (6) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する

注 1：研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省・環境省令第一号）別表第二に定める P2 レベルの要件を満たす実験室を、病原性微生物等安全管理委員会の承認を得た上で、指定実験室として使用することができる。

2. 病原性微生物等を用いる動物実験を行う指定実験室の安全設備及び運営の基準

指定実験室において、ABSL1 及び ABSL2 の病原性微生物等を用いる場合における必要な設備等は、それぞれ以下に定める。

ABSL1

- (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来者の立入りを禁止する。
- (2) 防護服等を着用する。
- (3) 標準作業手順書を作成し、周知する。
- (4) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
- (5) 動物実験施設への昆虫や野鼠の侵入を防御する。
- (6) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (7) 実験施設の壁・床・天井、作業台、飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

ABSL2

- (1) 入室は認可された者に限る。
- (2) 入り口は施錠できるようにする（動物実験施設の入り口でも可）。
- (3) 動物管理施設における指定実験室の入り口には国際バイオハザード標識を表示する。
- (4) 動物管理施設における指定実験室内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (5) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (6) 糞尿、使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (7) 動物実験施設内にオートクレーブを設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (9) 個人防護装備を着用する。
- (10) 手洗い器を設置する。
- (11) メス、注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。